

# 情報通

2022. May 5月号

発行：東京税理士会  
 情報システム部・デジタル化委員会  
 題字：神津 信一（四谷）  
 （税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。）

## e-Taxによる納税証明書の交付手続き

情報システム部副部長 岡野 哲史

確定申告を終えると納税証明書が必要になることがあります。そこで、e-Taxによる納税証明書の交付手続きについてご紹介します。交付手続きにはいくつかの方法がありますが、今回は代理人(税理士)が請求・受領する方法と納税者が簡便に請求する方法についてご説明します。

前者について、令和3年7月1日から納税証明書の代理請求・代理受領が可能となりました。この場合には納税証明用電子委任状(以下「電子委任状」)が必要となります。このため、手続きは煩雑になりますが、電子データまたは書面(郵送に限ります)により納税証明書を受け取ることができます。

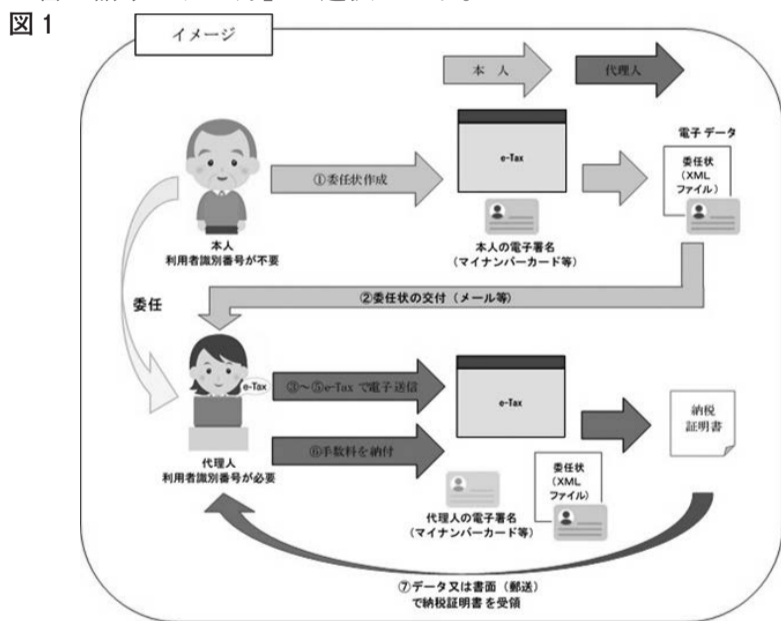
後者について、納税者自身がスマートフォンから「e-Taxソフト(SP版)」を使って利用者識別番号と暗証番号だけで交付請求することができます。この場合には税務署窓口にて書面で受け取る必要があります。

(※「SP版」とは「Smart Phone(スマートフォン)版」という意味です。)

### 1-1. 代理人(税理士)が代理請求・代理受領する際の手続き

図1の①～⑦のフローに沿ってご説明します。

- ①本人(納税者)がe-Taxで電子委任状を作成します。  
 ※「1-2. 納税証明用電子委任状の作成」を参照
- ②代理人(税理士)は本人(納税者)が①で作成した電子委任状(電子ファイル)をメール等で受領します。
- ③代理人(税理士)は「e-Taxソフト(WEB版)」に自身の利用者識別番号でログインします。「申告・申請・納税」→「新規作成」→「納税証明書の交付請求」の順に進み、交付方法等を選択した後に「電子委任状を付して法人または個人納税者の納税証明書を請求される方」を選択します。



- ④代理人(税理士)は「電子委任状の添付」画面で、本人(納税者)が①で作成した電子委任状を読み込んで、所要事項を入力します。
- ⑤代理人(税理士)は作成した交付請求データに代理人(税理士)自身の電子証明書により電子署名を行って送信します。
- ⑥納税証明書の準備ができましたら代理人(税理士)のメッセージボックスに発行通知が届きますので、代理人(税理士)はインターネットバンキング等により手数料を納付します。
- ⑦代理人(税理士)は電子データまたは書面(郵送に限ります)により納税証明書を受領します。

### 1-2. 納税証明用電子委任状の作成

検索エンジンで「納税証明用電子委任状作成の流れ」と入力して検索するか、以下のURLから図2のマニュアルを取得し、本人(納税者)に作成してもらってください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/ininnjou\\_sakusei.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/ininnjou_sakusei.pdf)

- なお、電子委任状の作成には以下のものがが必要です。
- ①パソコン、②本人(納税者)の電子証明書(マイナンバーカード等)、③ICカードリーダーライター、④代理人(税理士)の住所・氏名等

### 図2 納税証明用電子委任状作成の流れ

#### 手順1 e-Taxソフト(WEB版)へアクセス

以下の手順で、「e-Taxソフト(WEB版)」へアクセスしてください。



本人用

### 2. 納税者が「e-Taxソフト(SP版)」で交付請求する際の手続き

ブラウザで「e-Tax SP 図3



版」を検索すると図3の画面が表示されます。「利用者識別番号」と「暗証番号」を入力し、「ログイン」ボタンをタップすると申請手続き開始です。以下の順に入力していきます。

- ①「申請・納税」をタップします。
  - ②「納税証明書の交付請求(署名省略分)」をタップします。
  - ③「提出先税務署」をタップし、都道府県を選択し、提出先税務署を選択し「OK」をタップします。
  - ④「内容の作成」をタップし、「ご自身の納税証明書を請求する」にチェックを入れ「次へ」をタップ。「交付請求する方の個人番号の入力」をタップして個人番号を入力。「来署予定日、連絡先の入力」をタップして来署予定日、連絡先を入力。「証明書の種類の選択、入力」をタップして必要な証明書の選択、入力。「証明書の使用目的の選択」をタップして使用目的にチェックを入れます。
  - ⑤最後に入力内容を確認し「送信」をタップしたら申請手続きは完了です。後日、税務署窓口に向いて交付手数料を支払い、書面で納税証明書を受け取ります。
- ※ブラウザについて、Androidの場合はGoogle Chrome、iPhoneの場合はiOS Safari、iPadの場合はiPadOS Safariを使います。

これまで税理士による代理送信の方法がありましたが、代理請求・代理受領の手続きができたことにより、税理士が納税証明書を受け取ることができるようになりました。加えて、法人の代表者が他の役員等にe-Taxによる納税証明書の取得を委任することができますようになりました。

また、「e-Taxソフト(SP版)」で交付請求する場合には税務署窓口に向く手間はありますが、窓口での待ち時間が短縮できるというメリットがあります。顧問先等に情報提供していただければと思います。

なお、上述した方法以外にも納税証明書を交付請求する方法がありますので、e-Taxのウェブサイトをご参照ください。また、以下のURLにYouTube国税庁動画チャンネル「電子納税証明書のご案内」の動画がありますので、ご参考にしてください。

<https://www.youtube.com/watch?v=SZH3qvSCPWE>